



大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第3期）（案）の概要

計画策定の目的及び背景

農林業被害の軽減及びシカの長期にわたる安定的な共存を図るために、平成24年4月から平成29年3月までを第3期の計画期間とするシカ保護管理計画を策定し、有害鳥獣捕獲の実施や防鹿柵の設置、生息環境の整備等の被害対策に努めてきたところであるが、依然として農林業被害は高い水準で推移しており、市街地等への出没による事故も発生している。このことから、鳥獣保護法の一部改正に伴い、シカ第二種鳥獣管理計画を策定し総合的なシカ対策を講じる。

計画の期間

[平成27年5月29日](#)から平成29年3月31日まで

管理区域

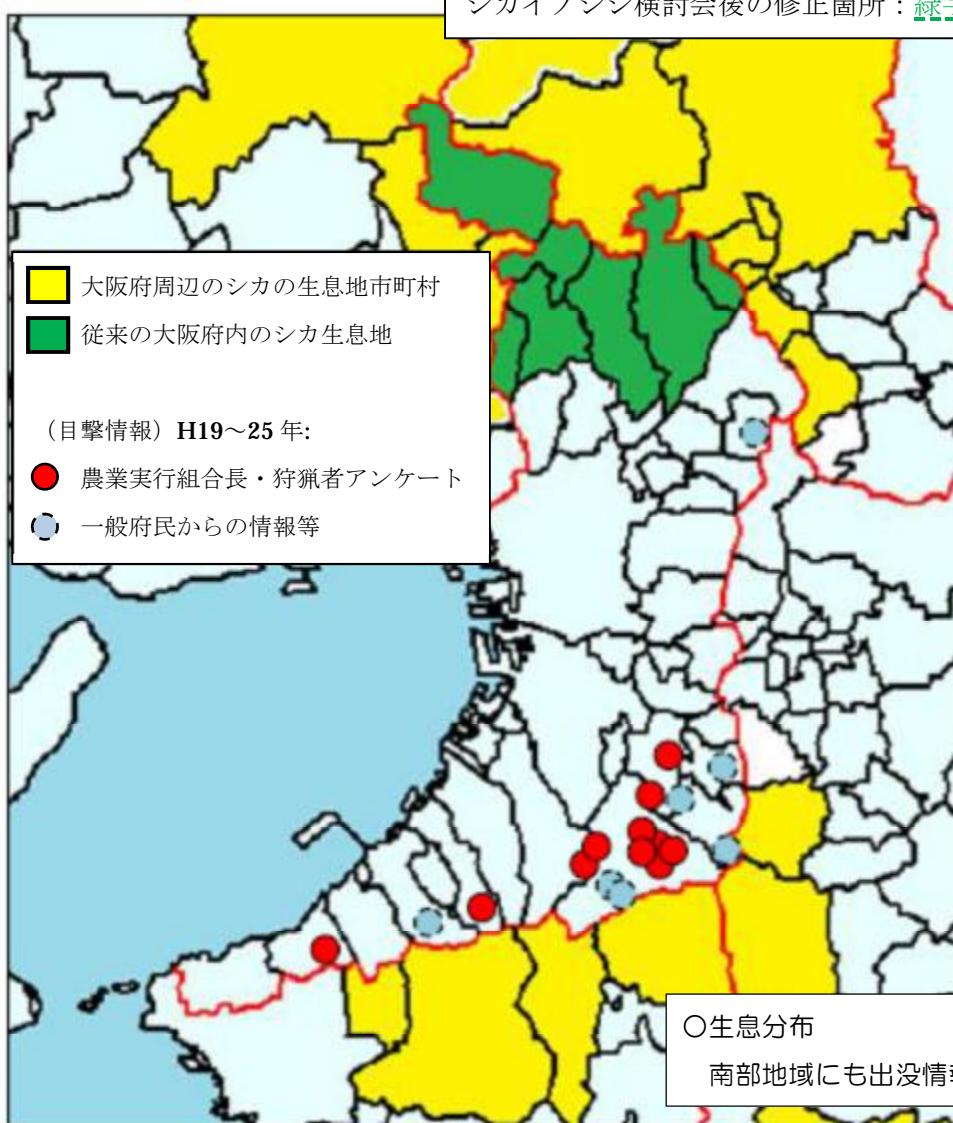
大阪府全域

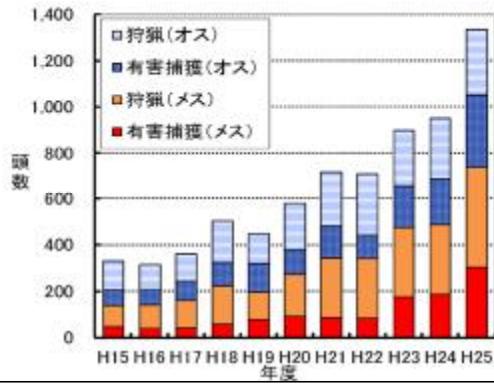
現状

当初案（前計画からの修正箇所：[赤字](#)）

野生生物部会後の修正箇所：[青字](#)

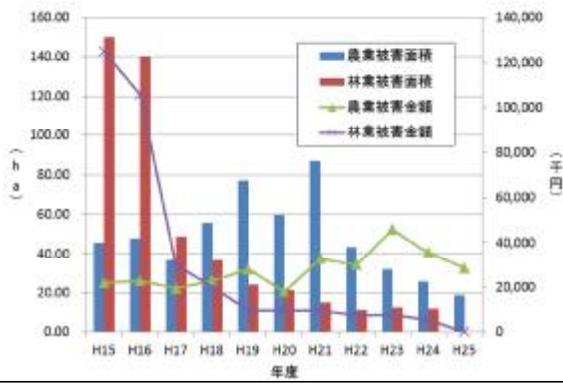
シカイノシシ検討会後の修正箇所：[緑字](#)





○捕獲数の推移

捕獲数は年々増加。平成25年度の実績は
狩猟720頭、有害捕獲618頭



○農林業被害の推移

新規植栽の減少等により林業被害は急減。農業被害も近年減少傾向。

管理の目標

- 平成22年度の農林業被害金額（約3,800万円）及び被害面積（約55ha）の半減
- 平成22年度の捕獲数（約700頭）以上の捕獲

数の調整に関する事項

- 有害鳥獣捕獲と狩猟により、個体数の調整を行う。
- わな猟においてはオス、メスともに1人1日あたりの捕獲制限はなしとする。
- 銃猟については、メスは捕獲制限なしとし、オスは1人1日1頭までとする。ただし、グループで猟を行う場合は、オスの捕獲は参加狩猟者の人数と同数までとする。
- シカの狩猟期間の1ヶ月延長を継続し、11月15日から翌年3月15日までとする。
- くくりわなの径の制限解除を継続する。ただし、ツキノワグマの出没が確認された場合は、「大阪府ツキノワグマ出没対応指針」のとおりとする

生息地の保護及び整備に関する事項

健全な人工林の育成、里山の再生等により、シカ本来の生息地を確保する。未収穫作物や廃棄作物の撤去、山際の刈り払い、耕作放棄地等の整備など、シカを里に寄せつけない環境づくりを推進する。

その他管理のために必要な事項

○被害防除対策

農林業被害の防止を図るために、防鹿柵の設置、忌避剤の散布、ツリーシェルターによる保護などの防除対策を進める。

○モニタリング

シカの生息動向、生息環境、捕獲状況、被害の程度等についてモニタリングし、管理計画の進捗状況を点検するとともに、計画にフィードバックさせる。